

# 3

## 禁止地域と許可地域

市全域を禁止地域と許可地域のいずれかに指定します

市全域を、屋外広告物等を表示等できない**禁止地域**と、許可基準に適合し、市長の許可を得て表示等できる**許可地域**のいずれかに指定します。

### ■ 禁止地域

一般広告物の表示等は禁止しますが、自家用広告物については、許可基準に適合し、市長の許可を受けければ表示等できます。(許可申請の不要な広告物もあります。) ▶参照「適用除外」38ページ

### ■ 許可地域

禁止地域以外の地域はすべて許可地域となります。

一般広告物も自家用広告物も、許可基準に適合し、市長の許可を受ければ表示等できます。(許可申請の不要な広告物もあります。)

	一般広告物	自家用広告物
禁止地域	表示等できない	許可基準に適合し、市長の許可を受ければ表示等できる 小規模で地の色が派手でない等の広告物は許可がなくても表示等できる ▶参照「適用除外」38ページ
許可地域	許可基準に適合し、市長の許可を受ければ表示等できる	許可基準に適合し、市長の許可を受ければ表示等できる 小規模で地の色が派手でない等の広告物は許可がなくても表示等できる ▶参照「適用除外」38ページ

地域の特性に応じて、禁止地域を5種類、許可地域を7種類に分け、周囲の町並みと調和するよう、各地域ごとに広告物の許可基準を定めています。

広告物の種類ごとに、個数、大きさ、色彩等の許可基準があります。広告物を表示等する際は、共通基準と該当する地域の許可基準を確認してください。▶参照「共通基準」12～13ページ、「地域別基準」14～37ページ

### ■ その他（景観に配慮した独自地区の指定・認定）

上記の禁止地域、許可地域といった地域区分以外にも、別に地区を定め、その地区の特性を活かした独自のルールを定めることのできる制度があります。

この制度では、景観に配慮した統一的な屋外広告物等を表示等する地区を市が指定または認定します。

#### □ 景観保全型広告整備地区

良好な景観を保全するために、良好な屋外広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な地区を景観保全型広告整備地区として市長が指定し、独自の基本方針を定めることができます。

#### □ 広告物協定地区

相当規模の一団の土地の所有者等は、当該地域の景観を整備するため、当該地域にふさわしい広告物の色彩、意匠等の独自の基準を定めた協定を締結することができます。※市長の認定が必要です。

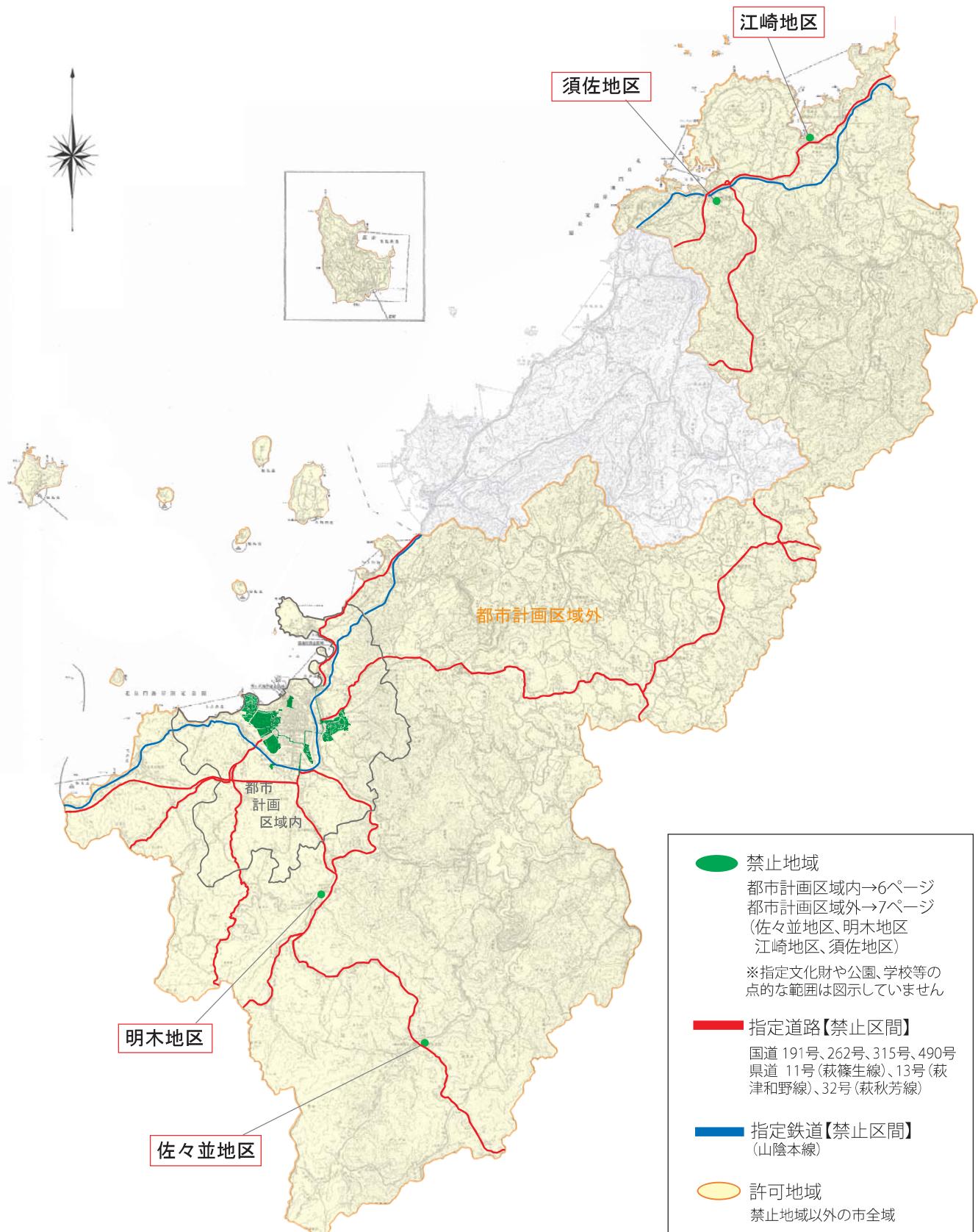
## ■ 禁止地域（5種類）

地域区分	該当地区・区域
第1種禁止地域 【1禁】	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的建造物群保存地区（堀内地区、平安古地区、浜崎地区）</li> <li>国、県、市指定の史跡、名勝、天然記念物（萩城城下町、萩往還、長門峠など）</li> <li>国、県、市指定の文化財の敷地のうち市長が指定するもの（東光寺、菊屋家住宅、西堂寺六角堂など）</li> </ul>
第2種禁止地域 【2禁】	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地区、生産緑地地区</li> <li>歴史的景観保存地区（堀内地区、今魚店地区、藍場川及び藍場川周辺地区など）</li> <li>都市公園（中央公園、指月公園、陶芸の村公園など）</li> <li>河川、湖沼、渓谷、海浜、高原、山又はこれらの付近の地域で市長が指定する地域</li> </ul>
第3種禁止地域 【3禁】	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市景観形成地区（大屋土原線沿線地区、土原新川線沿線地区）</li> </ul>
第4種禁止地域 【4禁】	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成地区（樽屋町・城東地区、維新の里地区、佐々並地区、江崎地区など）</li> <li>保安林のうち市長が指定する地域（常盤島、笠山、川上の風致保安林）</li> <li>道路又は鉄道等で市長が指定する区間（国道191号、県道萩篠生線、山陰本線など）</li> <li>道路又は鉄道等から展望することができる地域で市長が指定する地域 (指定道路、線路に接続する両側100m以内の地域※家屋が10戸以上連たんする地域は除く) ▼参照「指定道路・指定鉄道（禁止地域）」8ページ</li> <li>漁港、港湾、駅前広場又はこれら付近の地域での市長の指定する地域（東萩駅前広場）</li> <li>官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、火葬場、公衆便所の建造物とその敷地</li> <li>主要な道路が交差する地域で市長が指定する地域（御許町交差点など） ▼参照「指定交差点（禁止地域）」9ページ</li> </ul>
第5種禁止地域 【5禁】	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域（平安古町、川島、椎原の一部 他）</li> </ul>

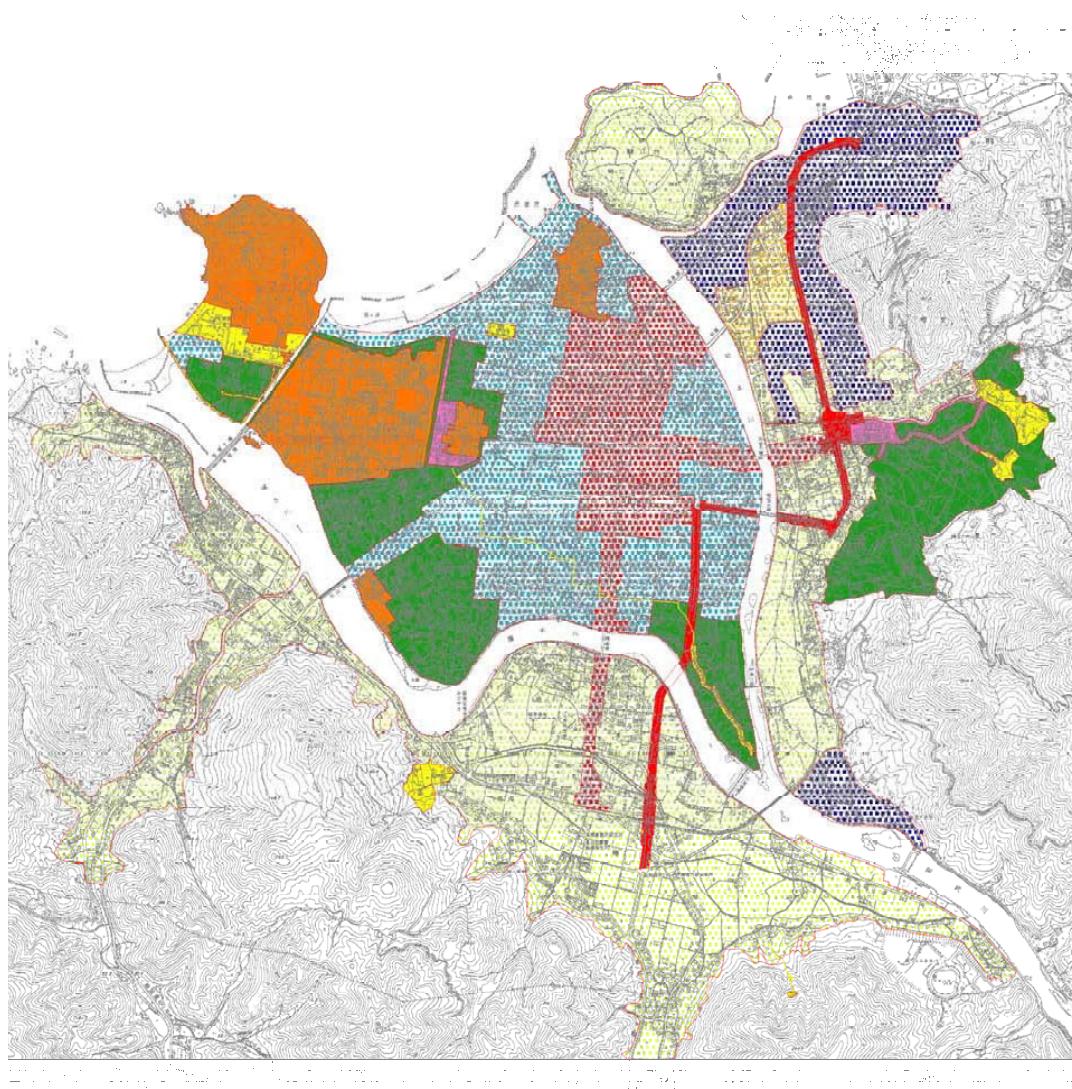
## ■ 許可地域（7種類）

地域区分	該当地区・区域
第1種許可地域 【1許】	用途地域における近隣商業地域及び商業地域 ※東萩駅周辺の商業地域を除く（御許町、東田町、西田町、船津、椿町の一部 他）
第2種許可地域 【2許】	一般景観計画区域のうち川内地区 ※用途地域の近隣商業地域、商業地域を除く（江向、平安古町、土原の一部 他）
第3種許可地域 【3許】	一般景観計画区域のうち川外都市計画区域 <東萩駅周辺地区> (新川南、無田ヶ原、無田ヶ原口の一部 他)
第4種許可地域 【4許】	一般景観計画区域のうち川外都市計画区域 <A地区> (新川東、新川西、無田ヶ原、無田ヶ原口、前小畠、中津江の一部 他)
第5種許可地域 【5許】	一般景観計画区域のうち川外都市計画区域 <B地区> ※【3許】、【4許】を除く用途指定区域及びその周辺（船津、松本市、椿町の一部 他）
第6種許可地域 【6許】	一般景観計画区域のうち川外都市計画区域 <C地区> ※【3許】、【4許】、【5許】を除く都市計画区域（後小畠、越ヶ浜、山田、椿の一部 他）
第7種許可地域 【7許】	一般景観計画区域のうち都市計画区域外地区 (大井、三見、木間、島しょ、川上、田万川、むつみ、旭、須佐、福栄)※【4禁】を除く

## ■ 屋外広告物等地域区分図（市全域）



## ■ 屋外広告物等地域区分図（都市計画区域内）

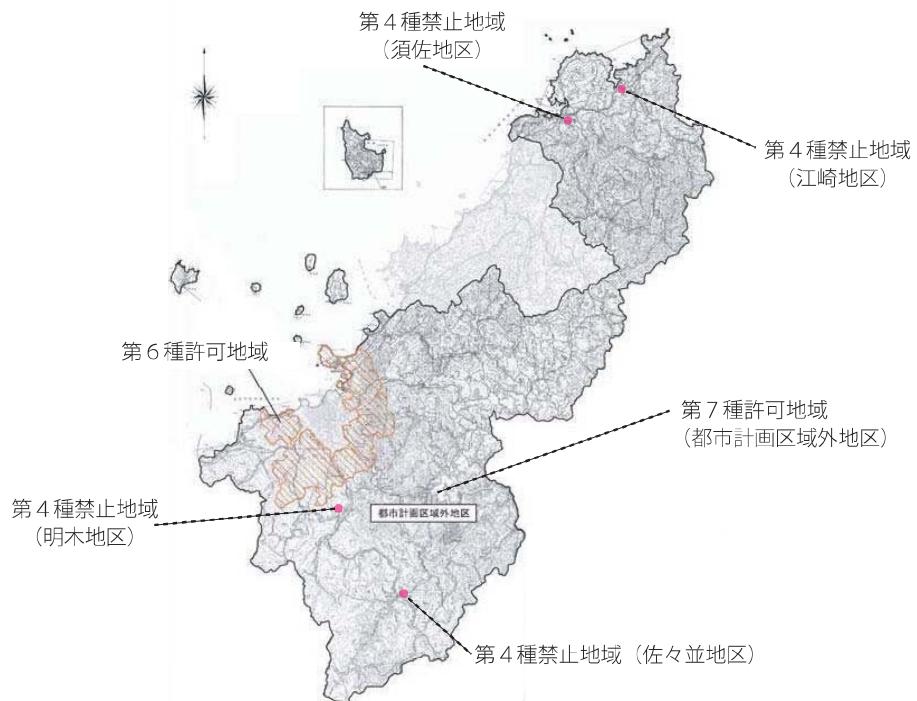


禁止地域	
■	第1種禁止地域
■	第2種禁止地域
■	第3種禁止地域
■	第4種禁止地域
■	第5種禁止地域

許可地域	
■	第1種許可地域
■	第2種許可地域
■	第3種許可地域
■	第4種許可地域
■	第5種許可地域
■	第6種許可地域
■	第7種許可地域

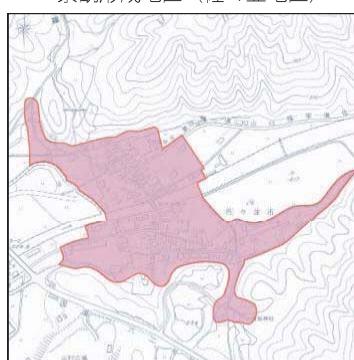
※第7種許可地域は都市計画区域外地区

## ■ 屋外広告物等地域区分図（都市計画区域外）

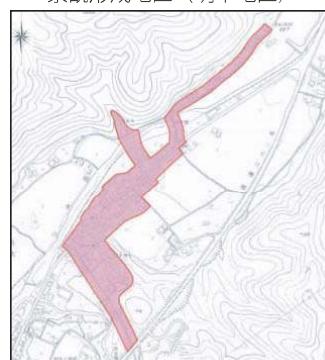


### □ 第4種禁止地域

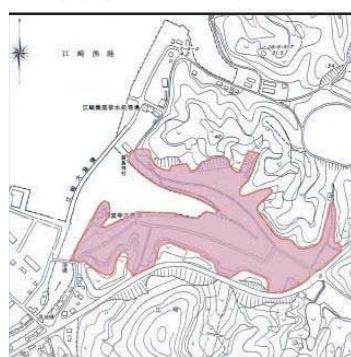
景観形成地区（佐々並地区）



景観形成地区（明木地区）



景観形成地区（江崎地区）



景観形成地区（須佐地区）

